

大野城市ふるさと納税協賛企業及び返礼品募集要領（案）

1. 目的

大野城市へのふるさと納税（寄附）の推進、大野城市と当市物産品のPR及び販売促進、及び地域経済の振興等の相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税に対し、お礼の品として贈呈する商品（以下「返礼品」という。）を提供する企業（以下「協賛企業」という。）を募集する。

2. 協賛企業の応募要件

協賛企業の応募に当たっては、次に掲げる要件に全て適合するものとする。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 大野城市内に事業所（本店、支店等は問わない。）を有する法人、組合、その他の団体または個人であること。または大野城市商工会や筑紫農協で取り扱う商品を提供している事業者であること。ただし、大野城市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。
い。
- (3) 電子メールでの受注が可能であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77条）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。

3. 返礼品の応募要件

(1) 要件

- ① 大野城市内で生産、製造、加工、または販売がなされている商品であること。または、大野城市商工会、若しくは筑紫農協にて取り扱いのある商品であること。
- ② 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし期間限定、季節限定、数量限定の商品も可とする。
- ③ 金銭類似性の高いもの（食事券、商品券等）でないこと。
- ④ 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、自転車等）ではないこと。
- ⑤ その他、大野城市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断されるようなもの。
- ⑥ 食品の場合、配送上一定の賞味期限が必要です。（概ね配送日から5日以上）

※ 上記の要件に適合しても、公序良俗に反するものなど、大野城市が返礼品として不適当であると判断したものは、登録を拒否する場合がある。また登録後も、返礼品の安定供給が見込めないなど、返礼品として相応しくないと判断したものは、登録を取り消す場合がある。

(2) 返礼品の金額

返礼品の金額は、1品目当たり、次の区分に応じ、それぞれ次に定める額の程度とする。
返礼品は、複数の商品の詰め合わせにより1品の商品とすることができる。

A 価格帯 3,000円以内 ※寄附額 10,000円から 29,999円まで

B 価格帯 9,000円以内 ※寄附額 30,000円から 49,999円まで

C 価格帯 15,000円以内 ※寄附額 50,000円以上

※ 返礼品の金額は、寄附額の30%を上限とする。

※ 返礼品の金額は定価とし、商品代、消費税、及び地方消費税、梱包代等を含むものとする。この金額には郵送料は含まない。

※ 返礼品の金額区分については、大野城市の地域産業振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。

(3) 返礼品の取り扱いについて

協賛企業は、市がふるさと納税推進業務を委託する業者（以下委託業者という。）と、返礼品に関する契約を結ぶ。返礼品の金額は、委託業者が支払い、郵送料についても協賛企業の負担はない。

4. 協賛企業の選定及び返礼品の選定について

協賛企業の選定、及び返礼品の選定については、市が行うものとする。

5. 協賛企業の特典

(1) ふるさと納税専用サイト等に提供する商品を掲載することができる。

(2) 自社製品の販売促進やPRを図ることができる。

6. 申込方法

(1) 所定申込用紙（様式第1号）、返礼品画像データを下記連絡先まで郵送及びメール（その他電子データ）にて提出する。

(2) 誓約書（様式第2号、様式第3号）を下記連絡先まで郵送、又は持参すること。

7. 一次募集期間

平成29年8月29日（火）～平成29年9月19日（火）

※ 一次締切以降は随時募集。

8. その他

(1) 協賛企業は、寄附者の個人情報について、大野城市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第35号）その他の関係法令を遵守し、適切に管理すること。

(2) 大野城市PRキャラクター「大野ジョー」の普及について、ご協力をお願いします。ふるさとにぎわい課にイラスト使用の申込をしていただいた上で、返礼品や包装紙等にぜひご活用ください。